

健全な報酬慣行に関する原則（概要）

報酬についての実効的なガバナンス

1. 金融機関の取締役会は、報酬制度の仕組み及び運用を主体的に監督しなければならない。
2. 金融機関の取締役会は、報酬制度が意図された通りに機能していることを確保すべく、報酬制度を監視・点検しなければならない。
3. 財務・リスク管理に携わる職員については、①独立するとともに適切な権限を与えられなければならない、また、②その監督する業務分野から独立した形で、かつ、社内におけるその重要な役割に見合うよう報酬が支払われなければならない。

健全なリスクテイクとの整合性確保

4. 報酬は、あらゆるタイプのリスクに応じて調整されなければならない。
5. 報酬額は、リスクに対する業績と整合的でなければならない。
6. 報酬支払のスケジュールは、リスクの発生する時間軸に応じたものでなければならない。
7. 現金、株式及びその他の形態の報酬の組み合わせは、リスクと整合的でなければならない。

実効的な監督と関係者の関与

8. 報酬慣行に対する監督上の検証は、厳格かつ継続的でなければならない、問題に対しては迅速に監督上の措置で対処しなければならない。
9. 全ての関係者による建設的な関与を図るため、金融機関は自社の報酬慣行について、明確で包括的かつ適時の情報開示をしなければならない。